

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年 12月 1日～ 2028年 12月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：2024年12月までに、所定外労働を削減するため、実現可能な現場作成書類の電子化及びマニュアル化を実施する。

<対策>

- 2023年 12月～ 書類電子化のためのITツール導入
現場にてITツールを活用し、問題点の検討
- 2024年 4月～ 電子化可能な現場書類は全てITツールを用いて行う。

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デー制度を導入する。

<対策>

- 2023年 12月～ 社員の意見交換、検討開始
- 2024年 4月～ 制度導入
社内通達による社員へのノー残業デー制度の周知

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にすること

女性社員・・・取得率を80%以上にすること

<対策>

- 2024年 2月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2023年 4月～ 育児休業取得を最低でも5日間は必ずとることとする制度を導入する